

令和7年度
養護老人ホーム 集団指導講習会

- 健康福祉局監査課
- 健康福祉局高齢施設課

講習会の項目

- ・ 1 令和6年制度改正における主な改定事項について
- ・ 2 運営上の留意点
- ・ 3 その他のお知らせ
- ・ 4 受講確認の手続き

本資料における略称表記の根拠法令・通知等一覧

本資料内では、次のとおり、各根拠法令・通知等について略称表記を使用しています。

【人員、設備、運営等の基準関係】

略称表記	正式名称	法令・通知番号等
養護条例	横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	平成24年横浜市条例第73号
養護通知	横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例について	令和6年4月1日横浜市通知 健高施第2817号
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成12年法律第57号
防火安全対策	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	昭和62年9月18日厚生省通知 社施第107号
利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備	介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	平成28年9月9日厚労省通知 老総発0909第1号
利用者預り金通知	社会福祉施設等における利用者からの預り金について	平成29年7月18日横浜市通知 健監第202号
事故報告本市要領	養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱い要領	平成7年7月1日横浜市通知 福高福第149号

- 1 協力医療機関との連携体制の構築
- 2 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- 3 人員配置基準における両立支援への配慮

協力医療機関との連携体制の構築

【概要】

養護老人ホームについて、入所者の病状の急変等に備え、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを実施。

見直しの内容

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③は病院に限る。）を定めることを義務付ける。
- ①入所者の病状急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ※複数の協力医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。
- ※経過措置期間：令和9年3月31日。この間は努力義務だが、可及的速やかに体制を構築することが望ましい。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、所定の様式で当該事業所の認可を行った自治体に提出しなければならない。
- ※経過措置期間において、アの要件を満たす医療機関を確保できていない場合は、期限内に確保するための計画を併せて届け出ること。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

【概要】

- 入所者の新興感染症発生時等に迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関（※1）と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

（※1）協定締結医療機関：感染症法に基づいて都道府県と協定を結び、新興感染症の発生時に病床の確保や発熱外来・自宅療養者への医療提供等の対応を行う医療機関

人員配置基準における両立支援への配慮

【概要】

職場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（以下「治療と仕事の両立ガイドライン」）に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する職員について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを変更。

【基準等】

週30時間以上の勤務で、人員配置基準上「常勤」「常勤換算方法の計算上1」と扱うことができる者

これまでの対象者

- ・男女雇用機会均等法の「母性健康管理措置」に基づく短時間勤務制度の利用者
- ・育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度の利用者

令和6年4月～

- ・男女雇用機会均等法の「母性健康管理措置」に基づく短時間勤務制度の利用者
- ・育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度の利用者
- ・「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度の利用者

2 「運営上の留意点」 目次

- 1 高齢者虐待防止の未然防止と早期発見
- 2 身体的拘束の適正化
- 3 事故発生防止・発生時対応
- 4 業務継続計画（非常災害・感染症）
- 5 非常災害対策
- 6 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止
- 7 研修・訓練・委員会一覧表
- 8 人員に関する基準
- 9 入所者預り金
- 10 施設内確認（ラウンド）における確認における留意事項

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見 高齢者虐待防止法の趣旨

【高齢者虐待防止法第5条】

養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない



高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき
養介護施設における高齢者虐待は決してあってはならない



養介護施設従事者等は、高齢者の権利を擁護し、
尊厳を守らなければならぬという法の趣旨や内容を理解することが不可欠

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

高齢者虐待の定義と類型

【高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義】

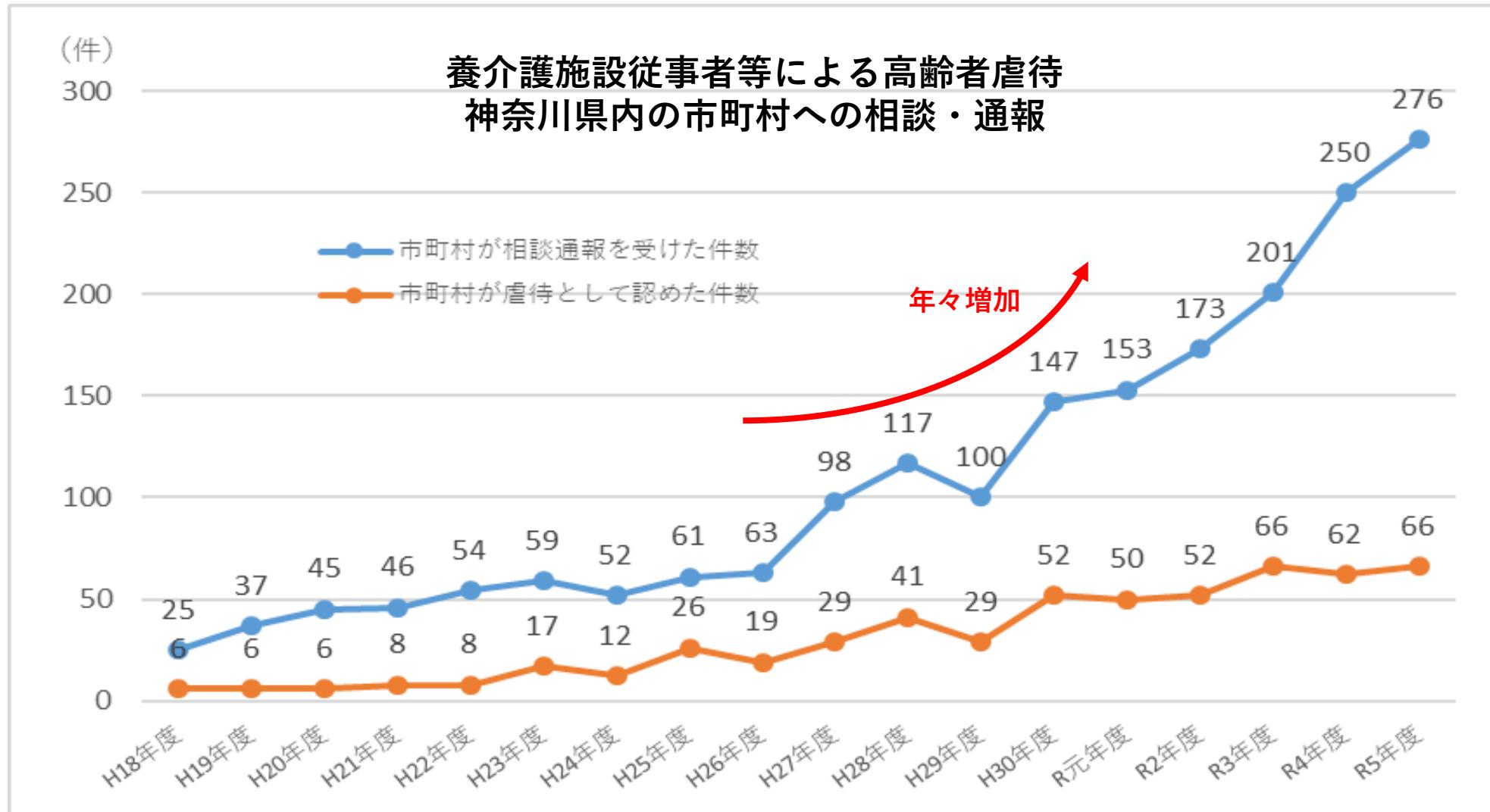
- 「高齢者」 → 65歳以上の者（64歳未満の養介護施設に入所している者も高齢者とみなす）
- 「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けられている
養介護施設従事者等とは・・・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、老人短期入所施設、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の業務に従事する者
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型
 - 1 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 2 介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 3 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 4 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 5 経済的虐待** 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

令和5年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	全国	神奈川県
相談通報件数	3,441件 (+646件)	276件 (+26件)
虐待と判断した件数	1,123件 (32.6%)	66件 (23.9%)

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

高齢者虐待の相談・通報件数



神奈川県令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂）」より抜粋

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">平手打ちをする。入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none">体位の調整や栄養管理を怠る。健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置く。医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
心理的な虐待	<ul style="list-style-type: none">怒鳴る、罵る。脅す。老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。移動介助の際に、車いすを速いスピードで走らせ恐怖感を与える。本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

高齢者虐待の通報義務、通報による不利益取扱いの禁止

【通報義務、通報による不利益取扱いの禁止】（高齢者虐待法第21条）

通報義務	<ul style="list-style-type: none">・養介護施設従事者等 養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、 速やかに、市町村に通報しなければならない・養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者 職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要
守秘義務との関係	<ul style="list-style-type: none">・養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは、「守秘義務違反」に該当しない
公益通報者保護	<ul style="list-style-type: none">・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない・「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている

介護事業所等に関するお困り方へ

はまふくコール 045-263-8084（土日祝日年末年始を除く月～金、9時～17時）

【相談対象】横浜市内の介護事業所・高齢者施設等の利用者・家族・職員・関係者

【相談内容】横浜市内の介護事業所・高齢者施設等に関する苦情・相談・質問等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/hamafukucall.files/hamafukucallnogoannai.pdf>

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見 施設に求められるもの

【施設に求められるもの】組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

- 高齢者虐待を職員個人の問題とはせず、組織として課題を捉えて取り組む
- 日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止める体制を整備する
- 介護技術に対してアドバイスができる体制を整備する
- 職員の労働条件の改善

※参考資料（平成 21 年 3 月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html>）



施設基準 = 施設が講じるべき措置

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

高齢者虐待の防止のための措置（施設基準）

実施する措置	説明
虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止対策検討委員会」）	<ul style="list-style-type: none">定期的に開催（テレビ電話装置等の活用可能）施設長を含む幅広い職種委員会の結果について、職員に周知徹底を図る
虐待の防止のための指針の整備	<p>【記載が必要な項目】</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項⑧ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
虐待の防止のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none">年2回以上の実施新規採用時には必ず実施実施内容を記録する
担当者の設置	<ul style="list-style-type: none">委員会、指針、研修について適切に実施するため、専任の担当者を置く

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

実地検査における指導事例① 『指針に必要事項が未記載』

指導事例	虐待の防止のための指針に次の必要事項を追記すること。 ・○○に関する～～
確認した事象	指針を確認したところ、条例で定められた必要事項の一部が記載されていなかった。
解説	<p>指針に掲載が必要な事項</p> <p>①施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="color: red;">赤字：特に記載漏れが多かった必要事項</p>
関係法令等	養護条例第30条の2、養護通知第4－18

2 – 1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

実地検査における指導事例② ≪新規採用時研修の未実施≫

指導事例	虐待の防止のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新規採用職員に対して、虐待防止のための研修が実施されていなかった。
解説	<p>虐待の防止のための研修は以下のとおり実施すること。</p> <p>① 定期的な研修（年2回以上）</p> <p>② 新規採用時の研修（定期研修とは別に（※）実施）</p> <p>（※）新採用職員が入職した都度、定期研修を待つことなく速やかに実施</p> <p>新採用職員が研修を受講したか、管理者や専任の担当者等が受講状況を一元管理する体制を整備することが望ましい</p>
関係法令等	養護条例第30条の2、養護通知第4－18

2－1 高齢者虐待の未然防止と早期発見

実地検査における指導事例③ 『研修の記録がない』

指導事例	虐待の防止のための研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	研修の実施に係る明確な記録が残っていなかった。（研修資料は確認できたが、実施日や受講者を確認できる記録がなかった。）
解説	虐待の防止のための研修を実施した場合、 次の項目例を参考に実施内容等の記録を作成し、保存すること。 ①実施日 ②講師名 ③受講者の人数、氏名 ④実施内容が把握できるもの（※） (※) 使用したテキストや資料、動画のスライドやハードコピー、受講報告・レポート等、実施状況・実施内容が客観的に確認できる書類やデータなど
関係法令等	養護条例第30条の2、養護通知第4－18

2-2 身体的拘束の適正化 「身体的拘束等」とは

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為」である

「身体的拘束等」に該当する行為によって
本人の行動の自由を制限

【例示】

- ・ベッドに「4点柵」を設置
- ・ミトンの装着
- ・車いすからの立ち上がりを防ぐためのベルト装着
- ・「つなぎ服」の着用
- ・本人が開けられないように施錠された居室等への隔離



身体的弊害（身体機能の低下等）

精神的弊害（尊厳の侵害、精神的苦痛等）

社会的な弊害（施設への社会的不信等）

処遇に直接携わる職員だけでなく、施設・事業所の管理者を含めた組織全体および保険者等の関係機関が、身体的拘束は高齢者の尊厳を害し、その自立を阻害する等の多くの弊害をもたらすことを認識し、常に意識することが必要

【参考資料】介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和6年3月）

2-2 身体的拘束の適正化

「緊急やむを得ない場合」の3つの要件

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

『緊急やむを得ない場合』とは、以下の3つの要件を全て満たしていること

要 件	説 明
切迫性	入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること



- ◆ 組織等として、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと
→適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当
- ◆ (上記の要件確認等の手続きについて) 具体的な内容を記録しておくこと

2-2 身体的拘束の適正化 「緊急やむを得ない場合」の3つの要件

【それぞれの要件について確認すべき事項】

要件	確認のポイント
切迫性	<p>入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</p> <ul style="list-style-type: none">・身体的拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか・それはどのような情報から確認できるのか・他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか
非代替性	<p>身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</p> <ul style="list-style-type: none">・身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか・代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか・代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか・代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか
一時性	<p>身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること</p> <ul style="list-style-type: none">・本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。・その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか

【参考資料】介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和6年3月）

2-2 身体的拘束の適正化

身体的拘束を行う必要性が生じた場合の留意事項

- | | |
|---|--|
| 1 | 身体的拘束を行う際及び解除する際のルールや手続きを あらかじめ 定めておくこと（現に身体的拘束を実施していない場合でも、緊急やむを得ない場合の発生に備えて整備しておく） |
| 2 | 身体的拘束を行う際には、原則として「身体的拘束適正化委員会」等を開催し、 個人の判断ではなく関係者が幅広く参加した カンファレンスで本当に必要か否かを組織的に検討すること |
| 3 | 本人・家族等への説明にあたっては身体的拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るように努めること |
| 4 | 家族等から「身体的拘束をして欲しい」旨の要望があっても、身体的拘束を実施する理由にはならないこと |
| 5 | 身体的拘束を行う場合、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること |
| 6 | 身体的拘束の実施中は「緊急やむを得ない場合」の3つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には 直ちに 解除すること |

2-2 身体的拘束の適正化

身体的拘束適正化を図るための措置

実施する措置	説明
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」）	<ul style="list-style-type: none">・ 3月に1回以上開催（テレビ電話装置等の活用可能）・ 委員会の結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図る・ 幅広い職種により構成（例：施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）・ 担当者の設置
身体的拘束等の適正化のための指針の整備	<p>【記載が必要な項目】</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
身体的拘束等の適正化のための研修の定期的実施	<ul style="list-style-type: none">・ 年2回以上の実施・ 新規採用時には必ず実施・ 研修においては身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行う・ 実施内容を記録する

【関係法令等】 養護条例第17条、養護通知第4－3

2-2 身体的拘束の適正化

実地検査における指導事例① 《指針に必要事項が記載されていない》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための指針に次の必要事項を追記すること。 ・○○に関する～～
確認した事象	指針の内容を確認したところ、条例で定められた必須項目の記載漏れが認められた。
解説	身体的拘束適正化のための指針には以下の項目を全て記載すること。【再掲】 ① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
関係法令等	養護条例第17条、養護通知第4－3

2-2 身体的拘束の適正化

実地検査における指導事例② 《新規採用時研修の未実施》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新採用職員に対して、身体的拘束の適正化に関する研修が実施されていなかった。
解説	身体的拘束等の適正化のための研修は以下のとおり実施すること。 ① 定期的な研修（年2回以上） ② 新規採用時の研修（定期研修とは別に実施） （※） (※) 新採用職員が身体的拘束の適正化に関する研修を受講したか、管理者や適正化に係る担当者等が受講状況等を一元的に管理する体制を整備することが望ましい
関係法令等	養護条例第17条、養護通知第4-3

2-2 身体的拘束の適正化

実地検査における指導事例③ 《研修の記録が確認できない》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	身体的拘束の適正化に関する研修を実施したことを確認できる明確な記録が残っていなかった。（研修資料は保管されていたが、実施日や受講者を確認できる記録がなかった。）
解説	身体的拘束の適正化のための研修を実施した場合、 次の項目例を参考に実施内容等の記録を作成 し、保存すること。 ① 実施年月日 ② 講師名 ③ 受講者の人数、氏名 ④ 実施内容が把握できるもの（※） （※）使用したテキストや資料、動画スライドのデータやハードコピー、受講報告・レポート等、実施状況や実施内容が客観的に確認できる書類、データなど
関係法令等	養護条例第17条、養護通知第4-3

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応

事故発生時の横浜市への報告①

【横浜市へ報告が必要なもの】

「横浜市養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱要領（最近改正令和7年3月18日）」より

(1) 日常生活や処遇の実施による、利用者のケガ又は死亡事故の発生 (骨折、打撲・捻挫・脱臼、切傷・擦過傷、やけど、その他の外傷、異食・誤えん、急な体調変化での死亡)	(注1) 「処遇の実施」とは送迎・通院等の間の事故（利用者が乗車している場合に限る）も含む。なお、離設・行方不明時のケガ・死亡事故についても報告対象とする。 (注2) ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬・処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。 (注3) 事業者側の過失の有無は問わない（入所者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること）。
(2) 食中毒及び感染症、結核の発生	(注1) サービス提供に関して発生したと認められる場合は、所管課へ報告すること。報告対象の感染症は、感染症法により1～5類感染症（定点把握を除く）及び指定感染症と定められているものとする。これらの感染症については、感染者が1名発生した時点で報告する。
(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生	入所者の処遇に影響があるもの（例：入所者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など）。

（次ページに続く）

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応 事故発生時の横浜市への報告②

(前ページ続き)

(4) その他 ア 誤薬（与薬もれ・落薬を含む）	違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに横浜市へ報告すること。 ただし、対象者不明の落薬は、報告不要。
イ 無断外出（離設）	無断外出した先でケガをした場合及び外出後養護老人ホームに戻らず警察に届け出た場合は横浜市へ報告すること
ウ 管理者が報告の必要があると判断したもの	次に掲げるもののほか、管理者が報告する必要があると判断したもの (ア) 火災事故 (イ) 建物設備の不良等で利用者の健康状態に影響を及ぼす恐れがある場合

事故報告の提出先：横浜市電子申請・届出システム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

[【施設サービス用報告フォーム（高齢施設課）】（外部サイト）](#)

※報告手順等は、「介護事業者向け事故報告マニュアル」でご確認ください。

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応

事故の発生防止、再発防止に向けた取り組み

【市内の養護老人ホームで発生した事故】

事故内訳	転倒	転落	誤嚥・窒息	異食	誤薬、与薬もれ等	医療処置関連(チューブ抜去等)	不明	その他	合計
令和6年度 横浜市への報告件数 合計	75	2	4	1	18	0	0	23	123

【事故発生・発覚時の対応】

- ①速やかに入所者家族等へ説明する
- ②横浜市へ横浜市電子申請・届出システム上で第一報を報告する（遅くとも5日以内）
※管理者が重大な事故と判断したものは、事故報告より前に高齢施設課へ電話で第一報を行う
- ③事故発生時の状況、対応した内容等を記録に残す
- ④施設内で情報共有し、再発防止に向けた検討や改善の取り組みを行う
- ⑤事故処理の区切りがついたところで、第一報提出後1ヶ月以内を目途に横浜市へ本報告を横浜市電子申請・届出システム上で提出する

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応 入所者等への説明義務

事故発生後 速やかに	<ul style="list-style-type: none">・事故の内容及び被害の状況、当面の対応・（必要に応じて）受診の有無、受診結果、今後の治療内容・事故報告を横浜市に提出すること・事故事例として神奈川県に報告される場合があること・情報公開請求が出された際に、個人情報以外が公開される場合があること
施設内で調査・ 検討後	<ul style="list-style-type: none">・事故の原因・再発防止策・（必要に応じて）損害賠償の詳細
その他	<ul style="list-style-type: none">・事故報告の内容を積極的に開示し、求めに応じて交付する

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応

事故の発生防止・再発防止のための措置（施設基準）

実施する措置	説明
事故発生の防止のための検討委員会（以下「事故防止検討委員会」）	<ul style="list-style-type: none">・定期的に開催（テレビ電話装置等の活用可能）・施設長を含む幅広い職種（例：施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）・委員会の結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図る
事故発生の防止のための指針の整備	<ol style="list-style-type: none">① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方② 事故防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになつた場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
事故発生の防止のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・年2回以上の実施・新規採用時には必ず実施・実施内容を記録する
担当者の設置	<ul style="list-style-type: none">・委員会、指針、研修について適切に実施するため、専任の担当者を置く
損害賠償	<ul style="list-style-type: none">・損害賠償保険に加入、または賠償資力を有することが望ましい

2 – 3 事故発生の防止と発生時の対応 実地検査における指導事例

«事故報告の提出漏れ»

指導事例	入所者に対する処遇により事故が発生した場合、速やかに本市へ事故報告書を提出すること（報告されていない事案が認められた）。
確認した事象と解説	<p>(1)一部の事故について、事故報告書が提出されていなかった。 (事例①) 落葉は治療を受けないため、報告不要と認識していた。 →「横浜市養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱要領」を再確認すること</p> <p>(事例②) 横浜市への報告を行う職員が繁忙なため、一部の報告が漏れていた。 →事故報告の担当者を定めて一元管理する体制のほか、管理者等も加えた複数名による確認体制を整備すること</p> <p>(2)第一報は報告されていたが、本報告（最終報告）が提出されていなかった。 →必要な手続きを網羅したチェックリスト等を活用し、毎月進捗管理を行うこと</p>

«新規採用時研修の未実施»

指導事例	事故発生の防止のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新採用職員に対する研修が実施されていなかった。
解説	事故発生の防止のための研修は以下のとおり実施すること。 ①定期的な研修（年2回以上） ②新規採用時の研修（※）（定期研修とは別に、入職する都度実施） (※) 新採用職員が事故防止のための研修を受講したか、管理者や事故防止の専任の担当者等が受講状況を一元管理する体制を整備することが望ましい

2-4 業務継続計画（非常災害発生時・感染症発生時共通）

業務継続計画（BCP）の策定

令和3年度から、非常災害・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の策定が義務化された。非常災害や感染症が発生すると、通常通りに業務を行うことが困難となる。このような状況下でも業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先される業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要となる。

業務継続計画の目的及び記載すべき内容は次のとおり。

	非常災害発生時の業務継続計画	感染症発生時の業務継続計画
目的	<ul style="list-style-type: none">施設サービス提供の継続的実施非常時の体制における早期の業務再開	
記載が必要な事項	<ul style="list-style-type: none">①平常時の対応（建物・設備、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）③他施設及び地域との連携	<ul style="list-style-type: none">①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）②初動対応③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

※厚労省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html) にガイドラインやひな形があるので参照。

2-4 業務継続計画（非常災害発生時・感染症発生時共通）

業務継続計画（BCP）研修・訓練の実施及び定期的な計画の見直し

策定した計画に基づき、次の項目を実施すること。

項目	頻度	内容
研修の実施	①全職員を対象とした定期的な研修（年 <u>2回以上</u> ） ②新規採用職員を対象とした研修（ <u>新規採用時※</u> ） ※①の研修とは別に採用後速やかに実施	<p>【参考例】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務継続計画の具体的な内容を職員へ共有・平常時からの対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の促進
訓練（シミュレーション）の実施	<u>年2回以上</u>	<p>【参考例】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務継続計画に基づいた役割分担の確認・感染症や非常災害発生時に実行するケア等の実践演習 <p>※机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施すること</p>
定期的な計画の見直し	訓練（シミュレーション）の実施により洗い出された計画の課題点を検証し、改善するなどして定期的に計画の見直しを行うこと。	

※感染症のBCPに係る研修・訓練については感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施しても構わない。

※非常災害発生時のBCPに係る訓練については、非常災害に係る訓練と一体的に実施しても構わない。ただし、いわゆる防災訓練（避難誘導、初期消火、救出・救護）自体はBCPの訓練ではないことに注意。

※研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。

※業務継続計画の訓練に関する動画・資料については、下記の厚労省HPを参照

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

2-4 業務継続計画（非常災害発生時・感染症発生時共通）

業務継続計画（BCP）の指導事例① <採用時研修未実施>

指導事例	感染症発生時・非常災害発生時における業務継続計画に関する研修について、定期的な研修とは別に新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	年に2回以上実施が必要となる全職員向けの定期研修は実施していたが、新規採用者向けの研修について、採用時に別途実施していなかった。
解説	業務継続計画に関する研修については、年2回以上の定期研修とそれとは別に新規採用者向けの研修を実施する必要がある。いつ感染症・非常災害が発生するか分らないので、採用後速やかに実施すること。なお、年度当初の実施のみでなく、年度途中での採用者がいる場合は隨時実施すること。
関係法令等	養護条例第24条の2、養護通知第4-11

2-4 業務継続計画（非常災害発生時・感染症発生時共通）

業務継続計画（BCP）の指導事例② 『研修記録不完全』

指導事例	感染症発生時・非常災害発生時における業務継続計画に関する研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	研修に使用した資料は保管されていたが、実施日時や受講者などについての記録が残されておらず、記録として不完全な状態であった。
解説	研修を実施した際は、①日時、②受講者、③テーマ、④当日資料（実施した内容がわかるもの）などを記録し保存すること。なお、運営指導の際に記録が確認できない場合、研修を実施したとは認められないので注意すること。また、訓練の実施に際しても、同様に実施内容を記録し保存すること。
関係法令等	養護条例第24条の2、養護通知第4-11

2-4 業務継続計画（非常災害発生時・感染症発生時共通）

業務継続計画（BCP）の指導事例③ 《必要事項未記載》

指導事例	非常災害に係る業務継続計画に次の必要事項を追記すること。 （・他施設及び地域との連携）
確認した事象	業務継続計画は策定しており「平常時の対応」及び「緊急時の対応」の項目については記載されていたが、「他施設及び地域との連携」の項目については記載がされていなかった。
解説	業務継続計画には定められた項目を記載する必要がある。 「他施設及び地域との連携」の項目は、 ①連携体制の構築 ②連携対応 ③被災時の職員の派遣 ④福祉避難所の運営 などを記載することを想定。当該項目に記載すべき内容を整理し、必ず記載すること。
関係法令等	養護条例第24条の2、養護通知第4-11

2-5 非常災害対策

防災訓練（実施する訓練）

実施する訓練	説明	関係法令等
避難・消火訓練	<p>消防法等に基づき、<u>避難訓練及び消火訓練をそれぞれ年2回以上実施する必要がある。</u> なお、通報訓練も消防計画に基づき実施する必要がある。</p>	消防法第8条 消防法施行令第3条の2 消防法施行規則第3条
夜間又は夜間を想定した避難訓練	<p>夜間は日中に比べ限られた職員数での避難が必要となりますので、厚生省通知に基づき<u>夜間又は夜間を想定した避難訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</u></p>	防火安全対策
地震想定の避難訓練	<p>地震の場合、火災のみの発災とは、避難経路や初期対応が異なることも考えられる。条例等に基づき<u>地震を想定した避難訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</u></p>	養護条例第9条 養護通知第1-7

※上記訓練については、各訓練の必要回数以上の実施となるようにすれば、各想定を組み合わせて一体的に行っても、別に行ってもどちらでも構わない。

2－5 非常災害対策

防災訓練（指導事例）① ≪避難・消火訓練回数不足≫

指導事例	避難訓練及び消火訓練をそれぞれ年2回以上実施すること。
確認した事象	避難訓練は年2回実施していたが、消火訓練については年1回のみの実施となっていた。
解説	避難訓練、消火訓練のそれぞれについて年2回以上の実施が必要。なお、消火訓練は水消火器等を使用せずに模擬で実施しても構わないが、消火器等の取扱い方法についても確認しておくこと。
関係法令等	消防法第8条第1項、消防法施行令第3条の2第2項、消防法施行規則第3条第10項

2－5 非常災害対策

防災訓練（指導事例）② 《夜間避難訓練回数不足》

指導事例	夜間又は夜間を想定した避難訓練を定期的に実施すること。
確認した事象	実施はしていたが2年に1回の実施となっていた。
解説	本市では定期的な実施とは、年1回以上の実施を想定。 なお、実際に夜間時間帯に実施しても、日中に夜間想定で実施しても、どちらでも構わない。
関係法令等	防火安全対策

2－5 非常災害対策

防災訓練（指導事例）③ 《地震想定避難訓練未実施》

指導事例	地震を想定した避難訓練を定期的に実施すること。
確認した事象	火災想定の避難訓練は実施していたが、地震を想定した避難訓練は実施していなかった。
解説	火災想定のみではなく、地震想定の避難訓練も実施すること。 また、夜間（想定）避難訓練同様に、本市では定期的な実施とは、年1回以上の実施を想定。 なお、想定としては地震想定としているが、実際の訓練では、地震が発生した直後の初動対応（入所者の安否確認や施設内の安全確認、避難経路の確保・確認など）が行われていないケースが散見されるので留意すること。
関係法令等	養護条例第9条 養護通知第1-7

2－5 非常災害対策 水害・土砂災害対策（概要）

水防法、土砂災害防止法の規定により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在し、横浜市防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設（※）については、次のような対応が必要。

対応内容	説明
避難確保計画の作成	<p>要配慮者利用施設の避難確保計画　作成マニュアル及びひな形（横浜市ホームページ）を参照ください。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/kodo/fusuigai/20180313141643.html#ACD37</p>
作成した計画の報告	施設が所在する区の区役所総務課へ提出すること。
計画に基づく訓練の実施	施設で作成した避難確保計画に基づき、水害又は土砂災害を想定した避難訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

※養護老人ホームを含む高齢者施設は、要配慮者利用施設に該当します。施設が浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内に所在しているかどうの確認は、下記URL 横浜市防災計画「資料編」（横浜市ホームページ）→「避難」→「洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地」の該当区の資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/siryo.html#hinan>

2－5 非常災害対策

水害・土砂災害対策（指導事例）«計画未作成・未提出»«避難訓練未実施等»

指導事例	確認した事象	解説
水害・土砂災害に対する避難確保計画を作成し、区役所へ届け出ること。	<ul style="list-style-type: none">・ 対象施設に該当するが、施設が認識しておらず、避難確保計画が未作成であった。・ 避難確保計画は作成していたが、区役所への提出が漏れていた。	ご自身の施設が対象施設に該当するのか確認のうえ、避難確保計画の作成をする必要がある。 計画を作成したら、施設所在区の区役所総務課へ提出する必要がある。
水害・土砂災害を想定した避難訓練を定期的に実施すること。	<ul style="list-style-type: none">・ 火災想定や地震想定の避難訓練は実施していたが、水害や土砂災害想定の避難訓練は未実施であった。・ 水害や土砂災害想定の避難訓練は実施していたが2年に1回の実施としていた。	作成した計画に基づき、避難訓練の定期的な実施が必要。 本市では定期的な実施とは、年1回以上の実施を想定。
【関係法令】	水防法：第15条の3 土砂災害防止法：第8条の2	

2-5 非常災害対策

水害・土砂災害対策（参考情報）

- 台風などの大雨の際には、「気象情報(気象庁)」「河川情報」「避難情報」に注意し、「高齢者等避難」が発令されたら速やかに避難を開始すること。

※施設内で安全が確保できる場合は、避難所等へ避難する必要はなし。

避難情報の種類 ※令和3年5月20日に名称が変更。

市（区）から発令される避難情報には、以下の3種類。

要援護者施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間と時間を要することから、
「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始すること。

高齢者等避難
(警戒レベル3)



避難指示
(警戒レベル4)



緊急安全確保
(警戒レベル5)

○ 情報の入手方法

- 防災情報（横浜市ホームページ）

横浜市域の警報・注意報、雨量などの情報を確認することができる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

- 横浜市防災情報Eメール（登録無料）

河川の水位情報や雨量情報等、身近に迫っている緊急情報を、リアルタイムに電子メールでお知らせ。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html>

2－6 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置①

実施する措置	説明
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	<ul style="list-style-type: none">・3月に1回以上開催（テレビ電話装置等の活用可能）・幅広い職種により構成（例：施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員等）・担当者の設置（看護師であることが望ましい）・委員会の結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図る
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	<p>【記載が必要な項目】</p> <ul style="list-style-type: none">・平常時の対策（施設内の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策等）・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等）・その他（発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制等） <p>※それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省老健局）を参照。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html</p>

2－6 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置②

実施する措置	説明
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修	<ul style="list-style-type: none">・年2回以上の定期的な研修の実施・新規採用時には必ず実施・実施内容を記録する・研修においては、感染対策の基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う <p>※研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内の研修で差し支えない。</p>
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	<ul style="list-style-type: none">・年2回以上の定期的な訓練（シミュレーション）の実施・訓練の実施は、実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。

【関係法令等】養護条例第25条、養護通知第4－12

2－6 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 実地検査における指導事例① 『新採用時研修の未実施』

指導事例	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新規採用職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が実施されていなかった。
解説	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止ための研修は、以下のとおり実施すること。 ①定期的な研修（年2回以上） ②新規採用時の研修（定期研修とは別に実施）（※） (※) 新規採用職員が感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を受講したか、管理者や感染対策に係る担当者等が受講状況等を一元的に管理する体制を整備することが望ましい
関係法令等	養護条例第25条、養護通知第4－12

2－6 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 実地検査における指導事例② ≪研修の記録が不十分≫

指導事例	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施したことを確認できる明確な記録が残っていなかった（研修資料は保管されていたが、実施日や受講者を確認できる記録がなかった）。
解説	<p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施した場合、次の項目例を参考に実施内容等の記録を作成し、保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①実施年月日②講師名③受講者の人数、氏名④実施内容が把握できるもの（※） <p>（※）使用したテキストや資料、動画のスライドのハードコピー、受講報告・レポート等、実施状況や実施内容が客観的に確認できる書類、データなど</p> <p>上記記録については定期的な研修だけでなく、<u>新規採用時の研修についても同様</u>。</p>
関係法令等	養護条例第25条、養護通知第4－12

2－7 実施が必要な研修・訓練・委員会

研修・訓練・委員会一覧

テーマ	研修	訓練	委員会
身体的拘束等の適正化	年2回以上 新規採用時	—	3か月に1回以上 多職種で構成 介護職員その他の従業者に周知
非常災害対策	—	年2回以上 消火訓練、避難訓練 消防計画に定める回数 通報訓練 定期的（年1回以上） 夜間想定の避難訓練 地震・水害・土砂災害想定の避難訓練	—
業務継続計画 (感染症発生時) (非常災害発生時)	年2回以上 新規採用時	年2回以上	—
感染症及び食中毒の予防及び まん延防止	年2回以上 新規採用時	年2回以上	3か月に1回以上 多職種で構成
事故発生防止	年2回以上 新規採用時	年2回以上	定期的（年1回以上） 多職種で構成
虐待の発生・再発防止	年2回以上 新規採用時	—	定期的（年1回以上） 多職種で構成 介護職員その他の従業者に周知

2－7 実施が必要な研修・訓練・委員会 確実に実施するための取り組み例

【年間スケジュールの作成】

年度当初に、必要な研修・訓練・委員会を実施する月をあらかじめ定める



【記録の定型化】

記録として何を保管するか、施設全体で統一する

(例) 研修の説明資料、参加者リスト（日付入り）、当日の写真（訓練の場合）



【チェック体制の整備】

必要な研修・訓練・委員会が漏れなく実施できているか、担当者を決めて定期的に確認する



2－7 実施が必要な研修・訓練・委員会

参考資料

テーマ	研修・訓練
身体的拘束等の適正化	<ul style="list-style-type: none">身体拘束ゼロへの手引き https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf
業務継続計画 (感染症発生時) (非常災害発生時)	<p>介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html</p> <ul style="list-style-type: none">感染症発生時の業務継続ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf非常災害発生時の業務継続ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf机上訓練の解説（YouTube動画） https://youtu.be/tOinFLaULnU
感染症予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none">介護現場における感染対策の手引き第3版（R5.9改訂） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）第3版（R5.12） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001199341.pdf介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html
事故発生防止	<ul style="list-style-type: none">特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（H25.3） https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/jql43u00000001m5-att/h24_05c.pdf
虐待の発生・再発防止	<ul style="list-style-type: none">高齢者虐待防止に関する資料・教材（神奈川県ホームページ） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082205.html市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月改訂） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

2 – 8 人員に関する基準 職員配置基準

職種	必要な員数
施設長	1 常勤専従（当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は他の施設等の職務の兼務可）
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	<ul style="list-style-type: none">常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること（主任生活相談員のうち1人以上は常勤専従）
支援員	<ul style="list-style-type: none">常勤換算方法で、入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上支援員のうち1人を主任支援員とすること（主任支援員は常勤の者）
看護職員	常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上（1人以上は常勤の者）
栄養士	1以上
調理員、事務員、その他	当該養護老人ホームの実情に応じた適當数

※必要な員数を算定する際の「入所者の数」は、当該年度の前年度の平均（小数点第2位以下切り上げ）を用いること。

2－8 人員に関する基準

実地検査における指導事例 『主任生活相談員の未配置』

指導事例	主任生活相談員を○名以上配置すること（配置数が人員配置基準を満たしていない月が認められた）。
確認した事象	主任生活相談員が退職した後、新たに主任生活相談員を定めていなかった。
解説	生活相談員については、入所者の数が100又はその端数を増すごとに、生活相談員のうち1人以上を主任生活相談員とすることとされている。 なお、主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤のものでなければならない。 ※主任生活相談員については、経験年数等の要件はないため、上記の配置基準を満たすよう、生活相談員の中から定める必要がある。
関係法令等	・養護条例第13条、養護通知第3－1

2-9 利用者預り金 利用者からの預り金（概要）

利用者からの預り金の管理について、横浜市では平成29年度に通知を発出し、適切な管理を依頼している。ポイントとしては以下のとおり。

- (1) 預り金取扱規程に則った管理がされているか。
- (2) 施設長は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか。
- (3) 収支の状況を定期的に入所者（家族）に知らせているか。
- (4) 入所者等との保管依頼書(契約書)・個人別出納帳等必要な書類を備えているか。
- (5) 責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか。
- (6) 通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか。
- (7) 通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか。
- (8) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか。

※日常行っている運用が各施設で定めた利用者預り金規程に沿っているか、定期的に確認し、適切な管理を行うこと。

【関係通知】

社会福祉施設等における利用者からの預り金について（平成29年7月18日、健監第202号）

2-9 利用者預り金

利用者からの預り金（指導事例） ≪現金管理不適切≫

指導事例	入所者預り金について、現金の管理を適切に行うこと（一部入所者の現金残高と出納帳残高に相違が認められた）。
確認した事象	本人から追加で現金の預かりがあったが、出納帳への記載が漏れており、実際の現金残高と出納帳の残高がずれていた。
解説	現金の入出金があった際は、漏れなく、速やかに出納帳などへの記載を行い、適切な管理を行う必要があります。
関係法令等	利用者預り金通知

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容①

施設内確認（ラウンド）において、事故防止対策や個人情報の保護、非常災害対策等について確認を行い、必要に応じて、改善に向けた対応や検討を行うよう伝えている。確認している主な内容は次のとおり。各項目について入所者の安全等を確保するため、絶えず、自己点検を行うこと。

廊下・食堂等の窓

転落事故防止

- ・入所者が身を乗り出せる高さの窓などに転落防止用手すりや窓ストッパーを設置するなどの対策を講じているか。
- ・窓の下に「踏み台」になるもの（椅子等）が置かれていなか。

居室

高齢者虐待防止

- ・ナースコールは使用できる状態になっているか（取り外されたり入所者の手の届かない場所に置かれていなか）

身体的拘束防止

- ・ベッドに4点柵が使用されていないか（壁際に置かれたベッドの壁側以外に3点柵が使用されている場合も同様）

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容②

食堂、共同生活室、パントリー、洗面所、トイレ等の共用スペース

誤飲事故防止	・漂白剤や殺虫剤等、誤飲すると危険なものが入所者の手に取れる状態（※）で保管されていないか。
傷害事故防止	・刃物類（包丁、ナイフ、カッター、はさみ等）が入所者の手に取れる状態（※）で保管されていないか。
非常災害対策	・テレビや棚等について地震の際の転倒防止策が施されているか。
個人情報保護	・介護に係る個人記録（記録簿、PC）等が入所者から見える場所に（又は見える状態で）置かれていないか。

※棚や引き出しなどに入れられておらずに手の届くところに置かれている場合や棚や引き出しなどには入れているが、扉などが施錠されておらず簡単に手に取れる状態になっている場合など

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容③

医務室（健康管理室）

誤飲事故防止	・薬剤等は施錠された保管庫等で保管されているか。もしくは、医務室等、薬剤等を保管している部屋を不在時には施錠しているか。
誤薬・落薬防止	・配薬・与薬の際に、配薬ミス、誤薬・落薬・与薬漏れ防止のための工夫（チェック表の活用、ダブルチェックなど）をしているか。

介護職員室

個人情報保護	・介護に係る個人記録（記録簿、PC）等が入所者から見えないよう配慮がされているか。 ・離設の恐れがある入所者の顔写真や名前等を入所者や来訪者の目の届く場所に掲示していないか。
誤飲事故防止	・薬剤（入所者が服用する処方薬等）は施錠された棚等に保管されているか。

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容④

浴室

個人情報保護

- ・入所者の個人情報（疾病等の身体的状況や必要な処置等）が入所者の目の届く場所に掲示されていないか。

感染症防止

- ・共用の櫛や髭剃りは1人1回の使用とし、「使用済」と「未使用」が明確に区別され、使用後は消毒等の処理がされているか。

汚物処理室

感染症防止

- ・「汚物」エリアと「清潔」エリアが明確に区分され、清潔なものと汚れたものが接触しないよう配慮がされているか。
- ・汚物処理室の扉は使用時以外、施錠されているか。（入所者の侵入防止）

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容⑤

非常口・消防設備（消火栓や消火器等）

非常災害対策

- ・消防設備の使用や非常口の開閉の支障となるものが置かれていないか。
- ・非常口が普段施錠されている場合、災害発生時に速やかに開錠できるようになっているか。

備品・消耗品用倉庫

誤飲事故防止

- ・漂白剤や殺虫剤等、誤飲すると危険なものが収納されている倉庫の扉は常に施錠されているか。

災害用備蓄倉庫

非常災害対策

- ・全ての職員が災害用備蓄の保管場所、使用手順を知っているか。
- ・福祉避難場所に指定されている場合、福祉避難所用の備蓄物資と施設入所者用の備蓄物資は明確に区別されているか。
- ・在庫数、消費期限等の管理をしているか（在庫一覧を作成しているか）
- ・非常食用の献立はあるか

施設内確認（ラウンド）における主な確認内容⑥

職員通用口等

防犯対策

- ・玄関、入所者等通用口、職員通用口、事業者等通用口は適切に施錠管理されているか。

※確認場所の例に拘わらずに、同様の視点で施設内全体を点検・確認すると良い。

3 その他のお知らせ①

1 メールアドレスの登録について

- 横浜市より、施設の運営上必要な通知や事務連絡等をメールでお知らせしています。
- 緊急時・災害時などにも情報提供を行っていますので、一日につき一度以上は受信確認をしていただくよう、お願いします。
- すでにご登録いただいているメールアドレスを変更される場合は、施設名や連絡先等をご記入いただき、下記あてにEメールで遅滞なくお知らせください。

【送信先アドレス】 kf-yougokeihi@city.yokohama.lg.jp

2 横浜市基準条例等

- サービスごとの基準や解釈を横浜市のホームページに掲載しています。

【URL・HP掲載場所】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

3 その他のお知らせ②

3 令和7年度運営指導等の関係資料

運営指導等に関する資料を横浜市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください（順次年度更新版を掲載予定です）。

- ・令和7年度横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施方針
- ・令和7年度年間指導監査等実施計画
- ・令和7年度養護老人ホーム指導監査基準

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/shakaifukushi/shidoukansa.html>

4 受講確認の手続き

今回の集団指導講習会についての受講確認を、電子申請システムで受け付けております。手続き画面にはパソコン、スマートフォンからアクセスすることができますので、必ずお手続きをお願いいたします。手続きされないと受講済みとなりませんのでご注意ください。また、今後の業務改善のため、アンケートにご協力をお願いします。

<パソコンから>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/26b7f80d-961a-447a-853e-85ee364828a5/start>

(集団指導講習会のホームページからも、手続き画面に進むことができます)

<スマホから>

右の二次元コードを読み込んで、手続き画面に進んでください



明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA